

成年後見制度と尾張北部権利擁護支援センターの役割

平成30年9月5日

尾張北部権利擁護支援センター
センター長 山中和彦



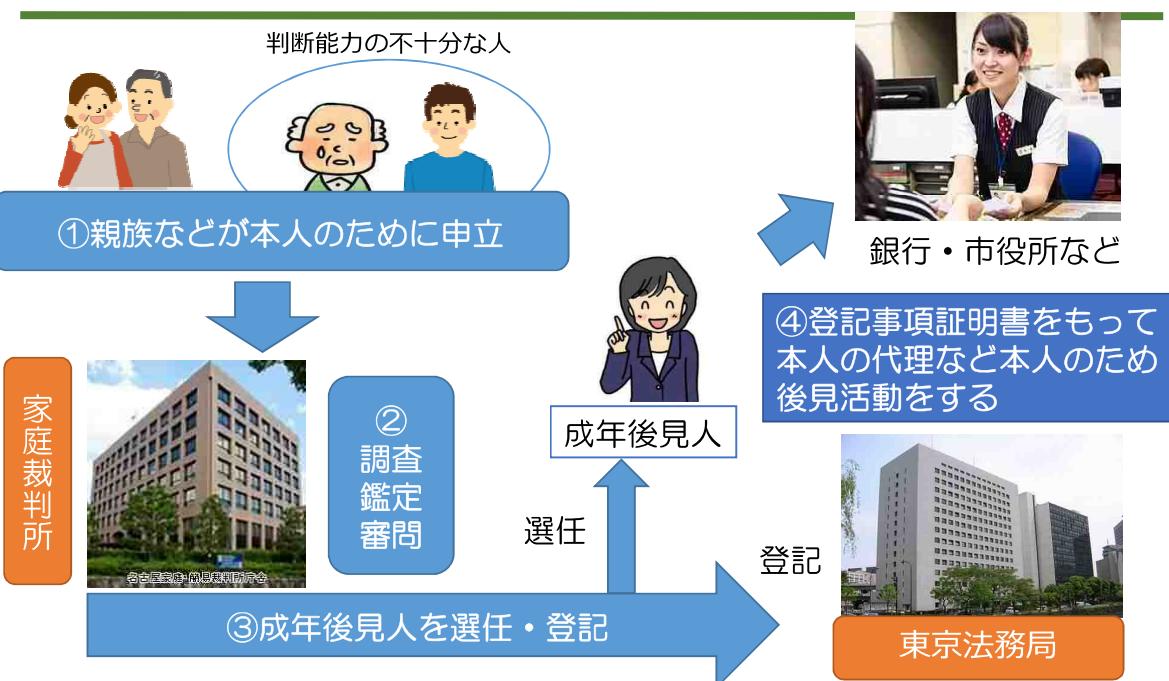
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

1

成年後見制度のしくみ



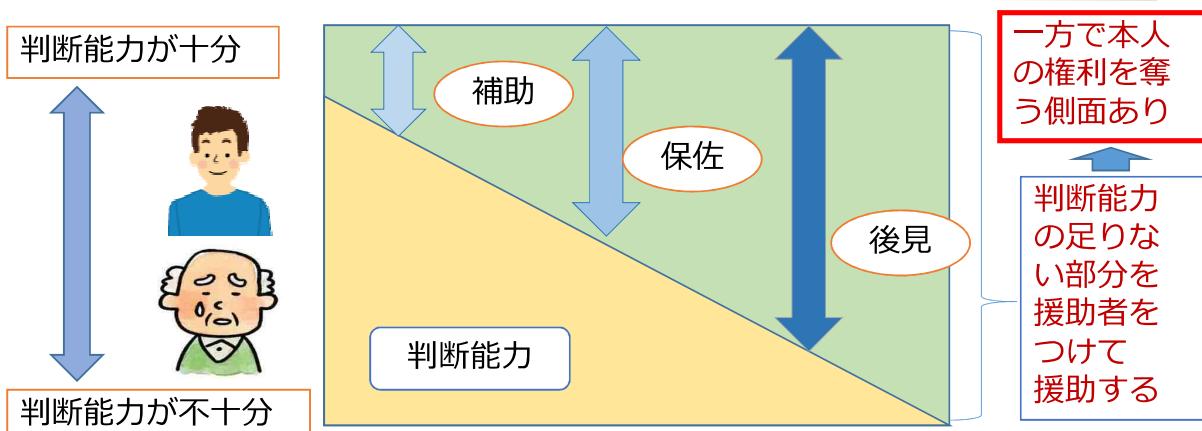
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

2

後見・保佐・補助の3つの類型（タイプ）



程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
重度の人	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権
中度の人	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権+限定代理権
軽度の人	補助	補助人	被補助人	限定同意権+限定代理権



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

3

介護保険と成年後見制度は車の両輪

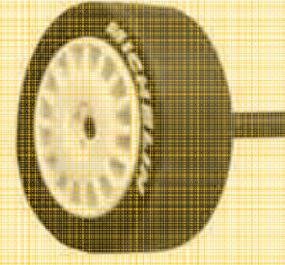
いずれも、平成12年（2000年）に導入された制度。車の両輪と言われた。

介護保険制度

福祉サービスを
契約で買う仕組みに変更

（平成17年から障害者福祉サービスも同様に契約制度に変わった）

全国で
約600万人
が利用



成年後見制度

認知症の人など
判断能力が十分でない人も
契約で福祉サービスが受けられる
ように代理人をつける仕組み

全国で
約20万人
が利用



平成24（2012）年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人（有病率15.0%）であったが、37（2025）年には約700万人、5人に1人になると見込まれている。このままの状況で大丈夫かとの懸念。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

4

成年後見制度利用促進法

基本理念（第3条）

(第1項)

成年後見制度の理念の尊重

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身の保護の重視

平成28年5月13日施行

(第2項)

地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進

(第3項)

成年後見制度の利用に関する体制の整備

基本方針（第11条）

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限にかかる制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 7 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 8 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 9 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 10 関係機関等における体制の充実強化
- 11 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

➡ 基本理念・基本方針をふまえて、成年後見制度利用促進計画を策定



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

5

成年後見制度利用促進基本計画

<計画のポイント>

※計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身の保護も重視した適切な後見人の選任・交代
⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

利用者がメリットを実感できる制度に



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
(中核機関の設置)



不正防止



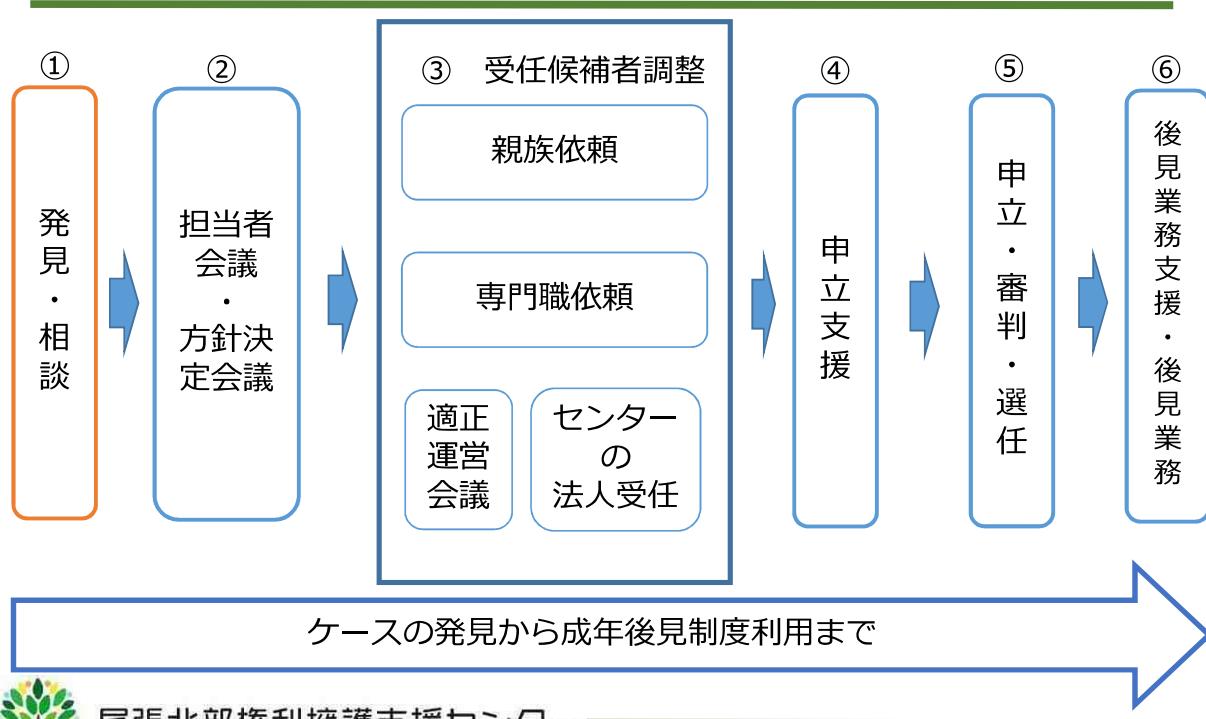
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

6

ケースの発見から成年後見制度利用まで



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

7

尾張北部権利擁護支援センターの役割

「成年後見制度の利用が必要な人を、適切に制度につなげる」

1 相談（無料）

電話相談、面談相談、巡回相談

2 申立て支援

親族申立ての相談

市長・町長申立ての相談（ケース検討会議）

3 後見業務支援

親族後見、専門職後見の支援（チーム支援のコーディネート）

4 普及啓発・人材育成

各種研修会の開催

5 法人受任

センター受任でなくてはならない人に限定して受任



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

8

尾張北部圏域のセンター設置状況

市町	名称	設置運営	相談 普及啓発	法人受任	市民後見 事業
春日井市	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	単独 社協委託	○	×	○
江南市	江南市成年後見センター	社協自主 事業	○	○	×
犬山市	未設置（高齢者については行政窓口及び地域包括支援センター、障害者については基幹相談支援センターで対応）			—	—
小牧市	尾張北部権利擁護支援センター	4市町共同設置 新設NPO 法人に委託	○	○	×
岩倉市					
大口町					
扶桑町					



「成年後見センター」から「中核機関」へ



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

9

成年後見制度が使われる場面

一人暮らしの高齢者が、体調を崩して入院。
落ち着いたので退院を検討



この機会に、施設入所も検討・・・



施設から、身元保証をする親族がいない場合、後見人等の申立てを求められることが多い



申立てをする親族がいない場合は、市長・町長申立て

これらの検討の場面でややもすると支援者側の都合で、決定がなされていく場合がある。



意思決定支援のあり方が検討されている



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議

10

医療現場における成年後見制度への理解①

厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進専門家会議」（平成30年7月2日）資料11から

○ 医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

成年後見制度という言葉を聞いたことがありますか



成年後見制度の導入から10年以上が経過しているため、言葉は周知されつつある。

任意後見人と法定後見人の違いを知っていますか



一方で、成年後見制度の詳細については医療従事者であっても、理解していない人が多くを占める可能性が考えられる。

成年後見制度の成年被後見人になり得る対象者を知っていますか



(注) 成年被後見人になり得る人は、精神の障害により、判断能力を欠く常況にあり、自己の財産を管理・処分することができない認知症の方など



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

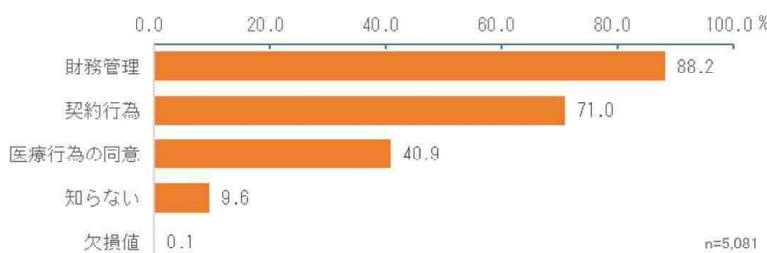
平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 11

医療現場における成年後見制度への理解②

厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進専門家会議」（平成30年7月2日）資料11から

○ 医療従事者であっても成年後見制度の詳細について理解が不足している可能性

成年後見人の職務内容についてどのようなものが含まれるとお考えですか（複数回答）



(注) 成年後見人等には、医療同意権はないとされています。

今後、医療従事者が成年後見制度を利用している患者を担当する機会が増すことが予測されるため、医療従事者を対象に制度の知識についての普及・啓発が必要であると考えられる。

5



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 12

尾張東部成年後見センターの研修会

・尾張東部圏域の尾張東部成年後見センターは、平成23年設立（すでに7年の実績）

・地域の医師会と連携して、在宅医療や成年後見制度をテーマに、医療と法律と福祉の専門職のための権利擁護研修会や住民のための講演会を開催している。



各センター連携をとって対応させていただくので、ぜひ尾張北部圏域でも、このような研修会の開催を御願いします。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度 第1回
専門職（法律・医療・福祉）による権利擁護研修会

参加無料

「在宅での看取りを支えるネットワーク」

2018
7/27 金
会場 濑戸地区医師会館 1階ホール（瀬戸市西長尾町10番地）
対象 法律職、医療・介護・福祉関係者、行政職員等
13:30～15:30 募集人員 80名（先着順）

●研修会の趣旨●

法律職と医療職および福祉職（尾張東部圏域の行政職員を含む）との研修会で、権利擁護に関するテーマや福祉制度等について学び、情報を共有し専門性の向上を目指します。

また、各々専門職としての視点でおこなう事例検討を通して、地域における顔の見える関係づくりと連携の強化を行います。

●本研修会の目的●

- ①判断能力が低下しても、本人の意向を尊重した生活を最期まで送れるような地域づくりを目指します。
- ②他分野で活動する法律職と医療・介護・福祉職との顔の見える関係を構築します。
- ③権利擁護についての知識と情報の共有を図ることにより、専門職のスキルアップとネットワークづくりを行います。



平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 13

一人暮らしの認知症の方が安心して暮らせるまち

認知症になっても、障害があっても、
安心して自分らしく暮らせるまちづくり

地域包括
ケアシステム

医療・福祉・法律

権利擁護支援
の
地域連携
ネットワーク



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 14

尾張北部権利擁護支援センター連絡先

住所 〒485-0041

小牧市小牧 5 – 4 0 7

小牧市ふれあいセンター 2 階

電話 0 5 6 8 – 7 4 – 5 8 8 8

FAX 0 5 6 8 – 7 4 – 5 8 5 5

メール mail@owarihokubu-kenriyougo.net

ホームページ <http://owarihokubu-kenriyougo.net>

相談員 山中 (センター長) 、 安藤



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

平成30年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 15

認知症になっても 障害があっても 安心して、自分らしく 暮らしたい。



尾張北部権利擁護支援センターは、認知症や障害があるために生活上でお困りの方に、成年後見制度の利用を通して、安心して自分らしい暮らしをしていただくお手伝いをします。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

✉ mail@owarihokubu-kenriyougo.net

🌐 http://owarihokubu-kenriyougo.net

📞 0568-74-5888

📠 0568-74-5855

尾張北部権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用相談から後見活動支援まで一貫して支援します。

尾張北部権利擁護支援センターは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の共同事業として運営されています。当センターの相談事業、研修事業等の対象は、原則として上記4市町に関係する方々です。

業務内容

相談 無料です

①電話相談
平日午前9時から午後5時まで
0568-74-5888

②面談相談（電話で御予約ください）
小牧市ふれあいセンター2階の事務所にて
その他の市町での面談は御相談ください。
③巡回相談
月1回それぞれの市町で開催しています。
詳しくはお尋ねください。（市町の広報にも掲載）

申立て支援

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に
申し立てる必要があります。
申立て書類作成など申請にあたっての御相談に
応じます。

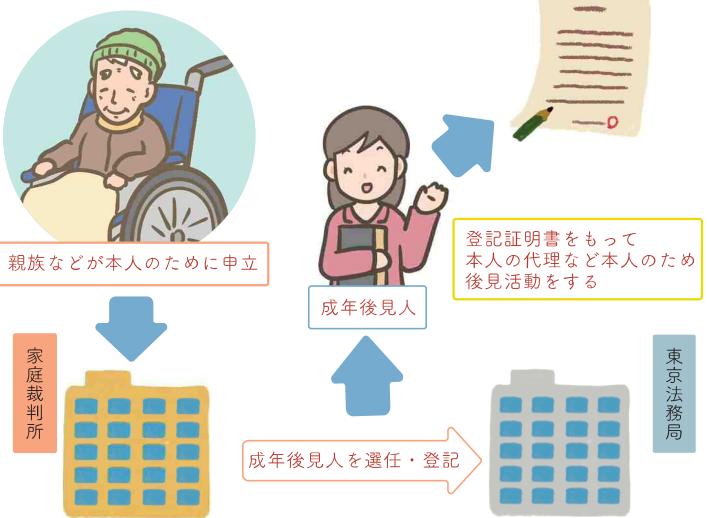
後見活動の支援

親族で後見になられた場合の後見活動で
わからぬことなど御相談にのるほか、
専門職後見人からの御相談にも応じます。
必要な場合は、センターが法人受任します。

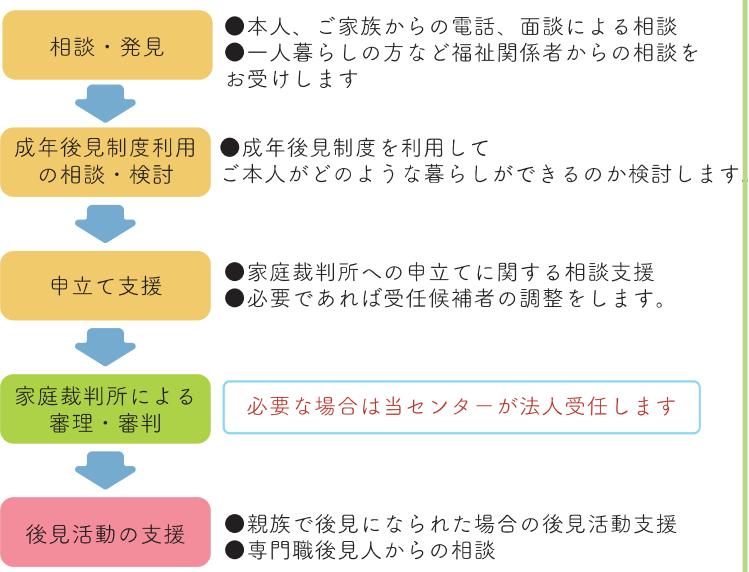
講演会・研修会

成年後見制度を知りたいための講演会、
地域住民を対象とした研修会、
行政職員・福祉職のための研修会、
権利擁護支援者の育成研修等開催します。
出前講座も可（無料）

【成年後見制度利用の流れ】



【支援の流れ】



地図

国道41号



★ ふれあい
センター



弥生町

● 小牧市役所

● アピタ

住民のための

成年後見制度 勉強会



成年後見制度を
みんなで学びましょう！

≪ プログラム ≫

- 1 成年後見制度の基礎知識
- 2 申立て書類を書いてみよう（事例検討）
- 3 尾張北部権利擁護支援センターを活用しよう

参加費無料
申込締切
10/31(水)

≪ 講 師 ≫

特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援センター職員

【日時】 平成 30 年 11 月 10 日(土)
14:00~16:00 (13:30 受付開始)

【会場】 扶桑町中央公民館 2 階講堂

【対象】 小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の住民および
民生・児童委員、福祉関係職員など

【定員】 100 名 (事前申し込みが必要です) 申込書は裏面にあります

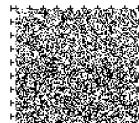
※この勉強会は、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の 4 市町による委託事業です。

※スマートフォンのアプリ(Uni-Voice)を使ってこのコードを
読み取ると、このチラシの内容を音声で聞くことができます。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える
〒485-0041 愛知県小牧市小牧五丁目407番地 ふれあいセンター2階
電話 0568-74-5888 FAX 0568-74-5855



FAX 0568-74-5855

住民のための成年後見制度勉強会申込書

<10月31日(水)申込締切>

ふりがな 参加者氏名	住所または 事業所所在地	連絡先 (電話番号)	障害について必要な配慮 (手話通訳・要約筆記など)
	小牧市・岩倉市 大口町・扶桑町 その他()		
	小牧市・岩倉市 大口町・扶桑町 その他()		
	小牧市・岩倉市 大口町・扶桑町 その他()		

※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

※定員を超えた場合のみ、当センターよりご連絡いたします。

※台風や大雨・暴風雨等悪天候に伴う開催の有無については、開催日の午前9時に判断します。当センターのホームページ (<http://owarihokubu-kenriyougo.net>) をご覧いただけ、電話でお尋ねください。

«尾張北部権利擁護支援センターとは»

- ・尾張北部権利擁護支援センターは、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の共同事業として運営されています。
- ・成年後見制度の利用に関する相談・支援をしています。電話相談・巡回相談・面談相談を行っています（無料・秘密厳守）。詳しくは下記まで気軽にお尋ねください。

※スマートフォンのアプリ(Uni-Voice)を使ってこのコードを読み取ると、このチラシの内容を音声で聞くことができます。

●お申込み・お問合わせ先●

尾張北部権利擁護支援センター

 0568-74-5888  0568-74-5855
ホームページ <http://owarihokubu-kenriyougo.net>

